

令和3年度

町政執行方針

東神楽町長 山本 進

## <はじめに>

令和3年第1回東神楽町議会定例会の開会にあたり、町行政を代表し、まちづくりに対する所信を申し述べます。

## <新型コロナウイルス感染症の対応>

新型コロナウイルス感染症は、世界中で未だ猛威を振るい、住民生活に甚大な影響を及ぼしておりますが、日々、その最前線で奮闘される医療機関をはじめとするすべての関係者の皆様に、深く感謝と敬意を申し上げます。また、これまで亡くなられたすべての方へ謹んで哀悼の意をささげるとともに、り患された方並びにご家族の方々へ、衷心よりお見舞いを申し上げます。

町では、皆様のご理解とご協力のもと、国や北海道等と連携し、これまでさまざまな感染対策や生活・経済支援策を講じてまいりました。現在、全国の自治体では、事態の収束に向け、住民へのコロナワクチン接種の準備に総力を挙げて進めております。コロナワクチンが有効かつ効果的に働き、感染症の脅威が終息し、一日も早く平穏な暮らしが戻ることを、切に願う次第でございます。

今後も、「withコロナ」、「afterコロナ」という新たな時代を見据え、環境の変化に対応した効果的な対策を、引き続き、迅速に進めてまいります。

## <町政執行の基本的な考え方>

令和3年度の町政を執行するにあたり、第8次東神楽町総合計画も踏まえるとともに、本町が将来にわたり持続可能なまちであり続けるため、「**地域力の強化**」を大きなテーマに掲げてまいります。

これまで「若くて活気ある町」として知られてきた本町も、少子高齢化と労働人口の減少は着実に進行しており、様々な課題が顕在化してきております。

これからは、先人が守り、育ててきた東神楽町特有の豊かな自然と地の利を最

大限に活かしながら、新しい技術革新による情報や産業の高度化を目指し、新たな雇用の創出や、快適で利便性の高い生活環境を整備してまいります。

また、災害や危機を乗り越えられる強いまちの基盤づくりなど、町民や本町を応援してくれる人材とともに、本町の魅力と活力があふれる「**地域力の強化**」を図ってまいります。

### <重点施策>

この基本的な考え方に立ち、東神楽町では、次の五つの重点施策に力を入れて取り組んでまいります。

**第一に、『東神楽流 産業の発展と移住・定住対策』であります。**

人口が減少傾向に転じていることから、徹底した住みやすいまちづくりを進めることで、急激な人口減少と少子高齢化を未然に防いでまいります。

引き続き、「未来につなげる「住まいの輪」促進事業」の推進や公営住宅新町団地の整備を行うとともに、未利用地の有効活用について検討してまいります。

また、企業等のサテライトオフィスなど就業の場の確保や、新たな雇用の創出、地方への起業や就業者を支援する国の地方創生移住支援事業の活用など、広域的な雇用の拡大や地域の活性化等を推進してまいります。

さらに、地域おこし協力隊など都市部の地域人材を活用し、移住や定住、補助金や融資等による新規創業へつながる取り組みや中小企業の育成など、地域経済活動の発展に結びつく多様な取り組みも継続してまいります。

住民サービスの利便性向上では、働く方も空いた時間に最寄りのコンビニで諸証明の交付が受けられる「証明書コンビニ交付サービス」を本年度より導入し、暮らしやすいまちづくりを目指してまいります。

第二に、『東神楽流 子どもの生きる力を高める教育と子育て環境の充実』であります。

ソ サ エ テ ィ ー  
Society 5. 0時代の到来や、新型コロナウイルス感染症の拡大など、社会が急激に変化する中で、子どもたちが変化を前向きに受け止め、持続可能な社会の創り手として、未来を自立的に生きていく知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育成する教育の推進に努めてまいります。併せて、子どもの命を守り、安全・安心な教育環境の確保を第一に、「学びの保障」をしっかりと行う教育活動を推進してまいります。

本年度から本格的な運用となるGIGAスクール構想によるICT機器を効果的に活用し、子どもたちの資質や能力を育む取り組みを進めるほか、社会教育施設等を活用したデジタル寺子屋の取り組みも実施してまいります。

また、保育の待機児童を出さない効果的な受け皿の確保対策として、町立中央保育園を増築し、保育機能の拡充とコロナ禍における保育環境を向上させるとともに、町立認定こども園設立に向けた課題の検討、協議を進めてまいります。

第三に、『東神楽流 安心と生きがいの持てる地域共生社会の実現』であります。

年齢を重ねても、心身ともに元気でいきいきと暮らすために、高齢者や若者、ボランティアや企業など、地域や組織が協力し、見守り、助け合い、支え合える、地域共生のまちを目指してまいります。

ICT技術を活用した健康事業を通じ、健康への関心をさらに高め、住んでいだけで健康で幸せになる取り組みを継続して進めてまいります。

さらに、高齢者の活躍の場を広げる健康づくりや、疾病の予防・生活機能の維持を目指す活動を、関係団体やボランティアと連携して推進してまいります。

また、障がい者の自立や社会参加を促す機会の創出や、地域での生活を支援す

るため、新たに夜盲症の方への眼鏡購入助成などの支援を行ってまいります。

引き続き、特別養護老人ホームアゼリアハイツの施設設備を改修するほか、町内で不足する介護人材の確保に向けて、訪問介護職員人材確保・定着支援事業も進めてまいります。

**第四に、『東神楽流 花のまちブランドと観光資源の再活性化』であります。**

町民とともに、花のまちづくりや環境美化、景観づくりを進め、本年度を「花のまち50周年」として、さらに発展する取り組みを進めてまいります。

「花の駅」の充実やオープンガーデンの取組み強化、第50回花まつりをはじめとした花を活かしたイベントの開催、複合施設敷地内に整備予定のフラワーガーデン（仮称）を、花のまちの新たなシンボルとして計画するなど、新しい時代の「花のまち」を発信してまいります。

また、新たな特産品の開発支援や、東神楽地域独自ブランド「種と実セレクト」の新たな商品の選定など、ブランドの拡充と普及促進を図ってまいります。

観光面では、東神楽流のグリーンツーリズムにより農業と都市の交流を深め、大雪カムイミンタラDMOに関連した冬の観光体制強化や、ひがしかぐら森林公園リニューアル工事の継続、旭川空港の利用拡大と空港を活用した地域経済の活性化策を検討してまいります。

また、国のG o T oキャンペーン等の動向を踏まえながら、町内観光・飲食需要の喚起策として利用促進キャンペーン事業などを予定し、町内観光施設や商工業者の景気復興対策を講じてまいります。

**第五に、『東神楽流 将来の骨格を成すインフラ整備』であります。**

本年度から、役場庁舎を含めた複合施設の建設事業にいよいよ着手してまいります。耐震基準等に適合しない公共施設等を集約・再編し、効率的で利便性が高

く、災害時には防災施設として機能するほか、これからの高齢社会にも配慮したよりコンパクトで、歩いて暮らせるウォークアブルシティを進めてまいります。

また、本年度は八千代地区交流センターの建設工事も予定しており、地域コミュニティや災害時の拠点施設として整備してまいります。

より効率的な道路網の機能では、道道東川東神楽旭川線の拡幅整備や地域高規格道路の旭川東神楽道路整備の早期完成に向けた関係機関への要請や、東神楽工業団地から地域高規格道路へ直接アクセスできる町道北2線の整備も継続して進めてまいります。

基幹産業である農業の生産性向上のため、国営緊急農地再編整備事業を計画的に進めており、今後とも期成会や関係団体とともに、旭東東神楽地区は円滑な工事を進め、旭東地区は聖台東神楽地区の設計に着手してまいります。

また、大雪霊園の隣接地に合葬墓や短期型納骨堂を兼ね備えた新墓園を整備するとともに、消防水利を確保するため、耐震性貯水槽を設置してまいります。

さらに、本年度末までに町内全域に広がる5G等の光ファイバー網などの情報通信基盤を基軸として、多様な地域課題の解決に効果的な超スマート社会の構築に向けて検討を進めてまいります。

## <さいごに>

最後になりますが、本年度は、これらの重点施策を軸におきつつ、新たな行政課題や多様化する町民ニーズに対して、きめ細やかに各分野の政策を着実に実行・実現していくことで、持続可能なまちづくりを目指してまいります。

結びに際し、町民の皆様と議員各位のご健勝とご活躍をお祈り申し上げますとともに、町政に対するご支援とご協力をお願い申し上げ、令和3年度の町政執行方針といたします。

## ■ 健やかな笑顔あふれるやさしいまちづくり

### ○ 子育て支援

最優先課題である子育て支援につきましては、待機児童を出さないための取り組みとして、保育施設の受け皿や保育士等の専門人材を確保するなど、質の高い保育の提供に努めてまいります。

さらに、生まれてくる子どもの居場所をお祝いする「君の椅子プロジェクト」の継続や、放課後の子どもの居場所づくりとして、放課後子ども教室の開催や児童クラブにおける学習支援、様々な支援を必要とする子どもの自立する力を育む居場所として、「子ども第三の居場所」事業の継続など、地域における多様な子育て支援を推進してまいります。

### ○ 高齢者支援

高齢者支援につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、多様な機関・団体による包括的な相談支援体制の整備や住民主体の支え合いづくりの推進など、官民協働による地域包括ケアシステムの構築の充実とともに、認知症施策の推進や重症化予防等推進事業への取り組みを行ってまいります。

さらに、「保健事業と介護予防事業の一体的実施」に取り組み、高齢者の特性に応じたこれらの事業を効果的かつ、効率的に提供していくための体制を整備し、積極的に事業に取り組んでまいります。

介護予防・日常生活支援総合事業では、今後も生活支援・介護予防推進協議会による地域の支え合いに関する課題の把握や対策の検討、個別の潜在ニーズの把握による福祉事業の充実に努めてまいります。

介護予防につきましては、高齢者が社会参加や社会的役割を持つことが介護予防につながるという観点から、地域で活動している高齢者サロンやボランティア

活動への支援を継続して行うとともに、活動の普及啓発のための住民講座等を行ってまいります。

活動の普及啓発にあたっては、住民との協働を推進し、住民の主体的な活動の支援を行うとともに、他分野の事業や他の年齢層の住民を巻き込み、幅広い自立支援のための取り組みも目指してまいります。

## ○ 障がい者支援

障がい者支援につきましては、前年度に見直しを行いました第6期障がい福祉計画に基づき、障がいのある方が住み慣れた地域社会の中で安心して暮らしていけるよう、各種障がい福祉サービス等の充実や権利擁護、就労の拡大、社会参加の促進を図るなど、障がい者や障がい児を地域ぐるみで支えるための環境づくり、地域生活支援体制の充実を推進してまいります。

また、障がいのある方などが気軽に安心して交流・活動できる居場所づくりや、障がい者が個性と能力を発揮できる機会の提供など、障がい者による芸術文化活動を推進してまいります。

今後も、東神楽町地域自立支援協議会を定期的を開催し、さまざまな観点から地域課題の協議・検討を行なうとともに、障がい者等相談支援事業を委託しているNPO法人をはじめ、社会福祉協議会など各種団体等との連携を深め、制度などに関するわかりやすい情報提供に努め、障がい者支援の一層の向上に努めてまいります。

## ○ 地域福祉

地域福祉につきましては、住み慣れたまちで人と人とのつながりを大切に、誰もが安心して暮らしていくために、社会福祉協議会をはじめ、行政区・町内会、民生委員児童委員、ボランティア団体などの関係団体と連携・協力しながら、身



近な地域での支え合い・助け合い活動を促進してまいります。

また、高齢者・障がい者等を対象とした在宅福祉サービスの充実や、高齢ドライバーに対する運転免許証の自主返納窓口の独自開設のほか、地域住民が気軽に交流するための地域サロン等の活動支援、災害時等における避難行動支援、地域福祉に関する情報提供・相談体制の整備などを進め、地域課題等の解決に向けて取り組んでまいります。

## ○ 保健・健康づくり

保健・健康づくりにつきましては、妊娠期から老年期まで切れ目ない保健サービスを提供してまいります。

各世代で実施している健診等については、スマートフォンからの申し込みの継続や次年度健診の事前申し込みへの取組など、受診しやすい環境を整え、生活習慣病予防や重症化予防に役立てるとともに、特定健診の未受診者へのアプローチを継続してまいります。

母子保健では、助産師による妊婦訪問や健康相談等の個別支援をはじめとして、多胎児妊娠や不妊症治療に関わる助成事業、産婦健康診査事業、産後ケア事業の継続、新たに加えたマタニティ・ママ応援事業により妊娠期から出産の経済的負担や不安を解消し、健やかな出産を迎え、安心して育児に向えるように妊産婦に対する支援を継続してまいります。

健康食育タウン事業では、健康寿命の延伸や介護予防の視点から注目されるようになった、加齢とともに心身の活力が低下するいわゆるフレイルへの対策について健康講座等の開催や感染症対策を踏まえたオンラインの活用とあわせて、事業の推進に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種については、国の指示のもと、北海道との連携により円滑な接種の実施に向けて、必要な体制の確保に努

めてまいります。

## ○ 医療

医療につきましては、町民の身近なかかりつけ医として診療を行い、病状に応じて適切な医療機関への紹介を行うなど、町民が安心して受診できる診療に努めるとともに、重症化や合併症への進行の予防を図ってまいります。

診療所の建替えにつきましては、他の公共施設に集約し利便性の高い複合施設として整備を進めるとともに、診療体制のあり方につきましても将来を見据えて検討を進めてまいります。

## ○ 社会保障

社会保障につきましては、国民健康保険事業の健全化に向け、他の大雪地区広域連合構成町と連携し、「第2期データヘルス計画」に沿って、保険者努力支援制度を有効に活用しながら、特定健康診査の受診率向上、保健指導の推進などを通じて、生活習慣病の重症化を防ぐことで医療費の抑制を図るとともに、健康寿命の延伸に努めてまいります。

国民健康保険制度につきましては、運営主体である北海道が算定する保険料率を基とする保険料の設定により、保険料水準に激変が生じないよう他の広域連合構成町と連携しながら、公平な負担となるよう努めてまいります。

## ■ 明日の活力を生む産業のまちづくり

### ○ 農林業

農業につきましては、異常気象や農業資材の高騰、多様化する国際情勢、さらにはコロナ禍を背景とした消費の減退による在庫の過剰に直面するなど、一層厳しい状況となっております。

そのため、農業者の所得の確保に向けて、経営所得安定対策、日本型直接支払などを活用しつつ、また新たな制度への迅速な取り組みや、圃場の大区画化、農業施設整備に積極的に取り組むほか、水田水張り確保に向けた体制を進めてまいります。

林業につきましては、森林経営管理法に対応した適切な経営や管理体制を進める一方、森林認証を基盤とした計画的な森林整備や施業の促進を森林組合とともに行ってまいります。また、森林環境譲与税を効果的に活用し、森林整備などを推進します。

現在協議を進めている旭川市森林組合と東神楽町森林組合の合併につきましては、両森林組合を中心に、関係組織が連携して取り組んでまいります。

### ○ 畜産

畜産につきましては、畜産・酪農生産者の安定経営、所得確保に努め、環境や家畜に優しい畜産経営を推進するとともに、飼養衛生管理を進め、伝染性疾病の未然防止に努めてまいります。

### ○ 商工業

商工業につきましては、商工会と連携しながら、地域を支える中小企業が活力を発揮できるよう、既存企業や商店へ各種融資制度の周知などを行うとともに、経営安定と体質強化に向けた活動支援を行い、事業の継承や後継者の育成などを

進めてまいります。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、当町の多様な業種が営業自粛や人の移動の制限等により、大幅に売上げが減少するなど多くの影響を受けております。終息が見通せない中での様々な課題について、国や北海道の動向を把握しながら、関係組織と連携し速やかに取り組みを進めてまいります。

## ○ 観光

北海道をはじめ全国的な感染者の拡大に伴い、非常に厳しい状況が続くと予想され、新型コロナウイルス感染症の流行を経て観光のニーズが変化していることから、「with コロナ」、「after コロナ」のニーズに対応した観光振興に努めてまいります。特に、近隣市町と連携を図り、地域資源を活用した体験コンテンツや、地元食材を生かした新たな食メニューを開発するなど、本町のグリーンツーリズムの体制整備に向けた取り組みを進めてまいります。

## ○ 雇用対策

雇用対策につきましては、引き続き、関係機関との連携のもと情報提供や相談、地元事業所への働きかけ等を通じて、雇用の維持をはじめ従業員教育の支援、女性・高齢者・障がい者の雇用促進に努めてまいります。

## ■ 未来を拓く心豊かな人を育むまちづくり

### ○ 幼児教育・保育

幼児教育・保育につきましては、幼児一人ひとりの発達や特性に応じて、豊かな心と健やかな体を育むため、東神楽幼稚園と中央保育園などにおける教育・保育環境の充実を図るほか、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校間の連携や交流を一層進めてまいります。

また、国における「幼児教育・保育の無償化」に加え、幼児教育・保育施設給食費及び認可外保育施設等保育料の助成を行い保護者の負担軽減を図ります。

### ○ 学校教育

学校教育につきましては、確かな学力について、子ども一人ひとりが主体的に学習に取り組み、基礎的な知識・技能のほか、課題解決能力や考える力を育むため、加配教員などによるきめ細かな指導体制を整備するとともに、大学や教育研究機関と連携し、先進的な教育活動の推進に努めてまいります。

また、GIGAスクール構想に基づき整備した、校内通信ネットワークと児童生徒一人一台の端末を有効に活用し、子どもたちの協働的な学びや個々の能力、現代的な諸課題に応じて求められる資質・能力を育む取り組みを進めてまいります。さらに、情報モラルを含む児童生徒の情報活用能力を育成する教育の充実にも努めてまいります。

小学校と中学校の9年間の学びを連続させる併設型の小中一貫教育については、小学校において、中学校教員による専門的な指導を行うなどして、小学校同士や小学校と中学校の連携を強め、町内の小・中学校が一体となった教育活動を推進してまいります。

令和3年3月をもって忠栄小学校の閉校に伴い、東神楽小学校において忠栄小学校の児童が新たな環境で共に学びを深めることができるよう、学習や学校生活

面など教職員によるサポートに努めてまいります。

国際理解教育につきましては、外国語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、中学校英語教員が、小学校の外国語の授業を行うなどして、外国語指導の充実に努めてまいります。

コミュニティ・スクールの取り組みでは、学校や家庭、地域、行政などが協働して、地域とともにある学校づくりを進めるため、熟議の場を活性化したり、学校が地域づくりに働きかけたり、子どもたちが地域に関わったりする機会を位置付けるなどして、各小・中学校におけるコミュニティ・スクールの活動を支援・拡充してまいります。

教職員の働き方改革につきましては、業務の質の向上と効率化を図るための取り組みを進めてまいります。教職員の超過勤務については、勤怠管理システムにより勤務実態を把握するとともに、学校に留守番電話を設置するなど、実効性のある解決策を進めてまいります。また、部活動については、引き続き、部活動指導員を配置してまいります。事務作業の効率化については、共同学校事務室による4小・中学校の事務の共同化を図り、教員の子どもと向き合う時間の確保につながるよう、引き続き、取り組みを進めてまいります。

特別支援教育につきましては、子ども一人ひとりの発達段階に応じた指導や支援を行うため、個別の指導計画を立案するなどして、特別支援学級の設置や通級指導教室の充実に努めてまいります。

学校給食では、衛生管理を徹底するとともに、生活管理表に基づくアレルギー対応を進め、栄養バランスがとられた安全で美味しい学校給食の提供と、より新鮮な食材を提供できる地場食材の利用拡大に引き続き努めてまいります。

生徒指導につきましては、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによるいじめや不登校の対策、加配教員やコーディネーターによる不登校児童生徒への支援など支援体制の充実に努め、より一層、子どもや家庭に寄り添った

指導を行ってまいります。また、新型コロナウイルス感染症等に対応した安全及び心身の健康の保持に関する指導の充実や子ども一人ひとりの人権が尊重される教育活動の推進も重視してまいります。

## ○ 家庭・地域教育

家庭・地域教育につきましては、家庭・地域・学校などの連携協力を推し進めるため、生涯学習コーディネーターを引き続き配置して、地域学校協働本部や地域未来塾、家庭教育支援、土曜教育、不登校児童生徒支援などの活動を拡充してまいります。とりわけ、公民館等の施設を活用して、コロナ禍であっても、子どもたちの学びを保障するデジタル寺子屋の取り組みの一層の充実に努めてまいります。

地区公民館につきましては、多様化・複雑化する地域の課題に対応するとともに、公民館を核とした地域コミュニティや自治意識の向上を図ってまいります。

## ○ 生涯学習・社会教育

生涯学習・社会教育につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえつつ、社会教育施設の安全な維持管理と利用拡大に向けた取り組みを進めてまいります。

多様化、高度化する学習ニーズに対応した特色のある講座などを開催するほか、引き続き、鹿児島県長島町との小学生の相互交流事業を実施するなど、自然や社会体験などの活動を展開してまいります。

図書館につきましては、ふれあい交流館図書室と学校図書室との連携を図りながら図書館資源の有効活用を図るとともに、ブックスタート事業を進展するなど、読書環境の一層の充実に努めてまいります。

高齢者大学の開設はもとより、老人クラブ等の高齢者団体との連携を図りなが

ら高齢者の豊かな経験と知識を地域活動に還元する取り組みを継続してまいります。

## ○ 文化・芸術

文化・芸術につきましては、豊かで生きがいに満ちた暮らしの確保と地域文化の継承・創造に向けて、文化連盟をはじめ各文化芸術団体やサークルの育成・支援に努め、町民主体の文化活動を推進してまいります。

総合福祉会館は建替えにより、新たに文化ホールやサークル活動室を複合施設として整備してまいります。解体後に残存する施設の活用や、再整備に向けた検討を進めてまいります。

## ○ スポーツ

スポーツにつきましては、地域でのスポーツ活動や健康づくりを推進するため、スポーツ教室やイベントなどを開催するとともに、スポーツ施設や設備の充実を図ってまいります。

子どもたちの夢づくりを応援するため、スポーツ選手などから学ぶ機会を提供するほか、少年団活動への支援や体力・運動能力の向上に資する取り組みを進めてまいります。

また、B&G海洋クラブにおける水に親しむ活動として、東神楽遊水池やプールの更なる活用を推進してまいります。



## ■ 花と緑に包まれた美しく安全なまちづくり

### ○ 防災

防災につきましては、町民が安全で安心して暮らすことができる、災害に強いまちづくりを進めるために、町民の防災意識の向上が図られるよう、避難所運営などの訓練を実施するとともに、防災機能の強化、広域防災連携の推進、関係機関・団体との防災協定など、総合的な防災体制の確立を図ってまいります。

また、複合施設整備事業においては、防災の拠点施設として安全性の高い施設とするとともに、避難所として活用することを想定し、防災広場等を整備してまいります。

### ○ 消防

消防につきましては、複雑多様化、大規模化する災害に迅速・的確に対応し、かつ、地域における安心・安全の確保に向け、消防力を整備してまいります。

消防水利の確保・拡充に向け、防火水槽の増設を今年度においても行ってまいります。

また、中央消防会館については、老朽化していることから複合施設整備事業の中で建替えてまいります。

### ○ 交通安全

交通安全につきましては、「交通安全協会」と「防犯協会」が昨年度統合され、「交通・防犯協会」が設立されました。交通安全活動と防犯活動の更なる連携強化が図られるものと期待しております。

また、交通事故のないまちづくりを目指して、警察や交通・防犯協会などと連携しながら啓発活動や交通安全教育を推進し、町民の交通安全意識の高揚を図りながら、令和4年1月21日の交通事故死ゼロ2,000日を目指し、交通事故

を未然に防止するための環境づくりに努めてまいります。

あわせて、町内の交差点などの危険箇所や通学路を中心とした各種交通安全施設の整備・拡充に向けて、警察機関に対して引き続き要望してまいります。

## ○ 防犯

防犯につきましては、24時間体制の東神楽交番のもと、パトロール強化が図られており、引き続き「交通・防犯協会」などの関係団体と連携を図りながら情報提供や防犯パトロールなどを行い、犯罪への抑止力の向上や、町民の防犯意識の高揚を図り、犯罪のない安全で、安心して暮らせる地域づくりの実現に努めてまいります。

## ○ 消費者保護

消費者保護につきましては、町民の消費安全を図るため、旭川市消費生活センターと連携しながら、情報の収集や対策に取り組むとともに、年々多様化、巧妙化する悪質商法や振り込め詐欺をはじめとする「特殊詐欺」等の予防・啓発活動を「東神楽町犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり連絡会」を通じて行ってまいります。

## ○ 環境保全

環境保全につきましては、自然環境と共生する清潔で美しいまちを目指して、広報・啓発活動により、町民や事業者の環境保全意識の高揚を図るとともに、自主的な活動を促進しながら環境対策を進め、リサイクルを推進し、SDGsなど地球環境にも配慮したまちづくりを進めてまいります。

## ○ ごみ処理

ごみ処理につきましては、ごみ収集事業者と連携を図りながら「資源循環型社会」の形成に向けて、ごみの分別徹底への広報・啓発活動や、不法投棄防止対策活動の取り組みを進めてまいります。

また、資源物と使用済小型家電のリサイクル体制の充実など再資源化と有効活用を推進し、大雪清掃組合と連携した効率的なごみ処理体制の強化とごみの減量化を図ってまいります。

し尿・浄化槽汚泥処理につきましては、旭川市を含む広域的連携のもと、収集・処理体制の効率化と充実に努めてまいります。

## ○ 下水道等

下水道事業につきましては、現有施設の適正な維持管理に向け、下水道ストックマネジメント計画に基づいて、引き続き施設の更新事業を進めてまいります。

経営の健全化については、下水道使用料の改定などを含めて健全経営の推進に向けて検討してまいります。

## ■ 利便性のある快適なまちづくり

### ○ 土地利用及び都市計画

土地利用及び都市計画につきましては、すでに国営緊急農地再編整備事業や地域高規格道路の整備、河川改修などの大型事業が着手されておりますので、引き続き、関係機関と連携しながら、都市計画マスタープランに基づき、景観にも配慮した土地利用を総合的かつ計画的に進めてまいります。

### ○ 道路

道路につきましては、ひじり野地区や中央市街地地区の生活道路も含めた道路ストックの修繕計画に基づき、引き続き修繕事業を実施してまいります。

また、複合施設の建設に併せて、周辺の町道についても改修整備してまいります。

橋梁については、長寿命化修繕計画に基づいて修繕を継続してまいります。

### ○ 公共交通

公共交通につきましては、民間バス事業者に対して、運行本数や路線の充実など、バス利用者の利便性の向上に向け、きめ細やかな対応を引き続き要望していくとともに、町営バスにおきましては、通学のほか町民の身近な移動手段であることから、新たな交通体系を検討するとともに、その適正な運行と安全管理に努めてまいります。

### ○ 住宅

公営住宅につきましては、長寿命化計画に基づき、既存公営住宅の適正な維持管理に努めてまいります。

## ○ 雪対策

雪対策につきましては、安全かつ円滑な交通や学童などの通学路の確保のため、関係機関や地域住民と連携を図りながら、効率的・効果的な除排雪を進めてまいります。

また、宅地内の雪処理対策として、引き続き、融雪施設の設置に対して助成を行うとともに、高齢者世帯等につきましては、地域で除雪を行う行政区、町内会等を対象にした小型除雪機の貸し出しを実施してまいります。

## ○ 公園・緑地・墓地

公園・緑地につきましては、町民の憩いの場、子どもの遊び場の確保と、緑あふれる快適な環境づくりに向けて、安全に安心して利用できるよう、公園施設の適正な維持管理に努めてまいります。

墓地につきましては、大雪霊園の隣接地に合葬墓や短期型納骨堂を兼ね備えた新墓園の整備を本格的に進めてまいります。

また、大雪葬斎場の建替えにつきましては、大雪葬斎組合において予算を計上し、地域住民をはじめ、他の構成町と協議を進めながら実施設計を策定してまいります。

## ○ 河川

河川につきましては、近年の異常気象により、河川の氾濫など予期せぬ災害が発生していることから、八千代川・稲荷川の河川改修の早期着手やポン川改修の早期完成、さらに、改修完了までの期間は適切な維持管理を行うよう北海道に対して引き続き強く要望をしております。

また、地域住民や関係機関と連携して、普通河川や排水路の浚渫など適正な維持管理に努めるとともに、緊急自然災害防止対策事業により町管理河川の改修を

行ってまいります。

## ○ 上水道

上水道につきましては、安全な水の安定供給に向け、中長期的な経営戦略をもとに、水道事業が将来にわたって、健全な財政運営を図るため、引き続き業務内容や水道料金の改定などについて検討を進めてまいります。

## ■ 連携と協働で築く自主自立のまちづくり

### ○ 協働のまちづくり

協働のまちづくりにつきましては、町民やボランティア団体、企業など多様な担い手と行政がお互い尊重しながらそれぞれの役割と責任を自覚したうえで、協働して地域社会における課題を解決するまちづくりを進めてまいります。

各分野で活動されているボランティアへの支援や、各種政策形成の過程で積極的に町民からの参画を促すとともに、広報紙やホームページなどの充実、まちづくり懇談会の開催など広報・広聴活動の一層の充実に努めてまいります。

### ○ コミュニティ

コミュニティにつきましては、地域住民自らによる地域課題の解決や魅力ある地域づくり、ともに支え合う地域づくりに向け、地域の特性を活かした「地区別まちづくり計画」の後期計画に向けた見直し作業を行い、更なる事業の推進をしながら、コミュニティ活動の拠点となる自治公民館の構築と、住民自治のまちづくりを強化する条件整備を進めてまいります。

「地区別まちづくり計画」で掲げている各地区の取組みの推進におきましては、ふるさと納税も活用しながら、地区公民館や町民団体が行う地域活性化の事業に対して支援をしてまいります。

また、行政区・町内会の再編を支援し、組織力の強化と活動の活性化を促してまいります。

### ○ 情報化

情報化につきましては、町民サービスの向上と行政運営の効率化、町全体の活性化に向け、行政内部の情報化の一層の推進や、多様な分野における情報サービスの提供を行ってまいります。

本年度末までに整備する予定の町内全域に及ぶ光ファイバーの情報通信基盤の整備により、5G等の高速・大容量ネットワークを活用した事業の展開が今後期待されると同時に、国が推進する自治体DX推進計画（DX：デジタルトランスフォーメーション）に基づき、多様化する行政課題への対応や、利便性の向上による住民負担の軽減、新型コロナウイルス感染症など「新しい生活様式」への感染対策等、簡素で効率的な行政手続きの見直しについて積極的に進めてまいります。

## ○ 交流

交流につきましては、国際化の一層の進展に対応した人づくり、地域づくりを進めるために、本年度は、東神楽中学校と姉妹校である台湾桃園市大園国民中学校の生徒の受け入れ事業や青少年台湾派遣交流事業を行い、多様な異文化の生活、習慣や価値観を受容し、共生する態度を養うなど、国際理解教育の促進に努め、家庭・学校・地域が一体となった国際交流を推進してまいります。

また、国内における地域間交流も人材育成や地域活性化の大きな契機となることから、相互の地域資源を活用した交流に努めてまいります。

## ○ 人権・男女共同参画

人権につきましては、あらゆる差別をなくし、すべての人権が尊重される社会を目指し、人権擁護委員と連携して、啓発事業や相談事業を実施してまいります。

男女共同参画につきましては、「東神楽町男女共同参画計画」に基づき、基本理念である「男女が互いを尊重し、ともに活躍できるまちづくり」を目指して、あらゆる分野で男女共同参画社会が形成されるよう努めてまいります。



## ○ 行政運営

行政運営につきましては、限られた資源を有効に活用し、さらなる行政効率の向上や自立性の高い行政運営を持続的に進めるため、事務事業のP D C Aサイクルの構築や「選択と集中」、社会情勢の変化に対応した制度の見直し、今後益々進展するA I ・ I C T技術の活用した行政のデジタル化による住民サービスの利便性の向上など、効果的な行政サービスを提供できるよう、業務の改善・改革を図ってまいります。また、適正な定員管理に努め、職員研修の充実や、社会変容に対応できる強い組織を目指した職員の人材育成や働き方改革を進めるとともに、複合施設整備を前に公文書管理の適正化に努め、行政運営の透明性の向上を図り、町民から信頼される役場づくりを目指してまいります。

## ○ 財政運営

財政運営につきましては、厳しい社会経済の状況において、新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大化の影響による町税等の自主財源の歳入減少や今後の大規模事業の実施により、起債残高が一時的に膨らむことが想定されるため、事業の優先度を考慮しながら、公債費の平準化を図るなど、財政構造の弾力性と規律を堅持し、持続可能な行政サービスの提供に向けた財政運営を行ってまいります。

歳入確保におきましては、町税などの収納率向上のため、新たな未納者を生まない取り組みを優先し、コンビニ収納やスマホ収納による納税者の利便性の向上を図りながら、納税者個々の状況を考慮した徴収を行ってまいります。

また、ふるさと納税やクラウドファンディングを活用した資金の調達などの取り組みを推進し、町と町の特産品を全国に発信するとともに、町の財政に資する施策を展開してまいります。

今後とも、中長期的な財政状況を見据えながら、自主財源の確保に努力を払い、経常経費の節減と健全かつ効率的な財政運営に努めてまいります。